

6 運用基金の状況

地方自治法第241条第1項の規定に基づき、一定の原資金を貸付などの方法で回転運用することにより、特定の事務又は事業を運営するための基金として、本市では土地開発基金及び高額療養費支払資金貸付基金が設置され、それぞれの設置目的に沿って運用されている。

(1) 土地開発基金

運用状況調書

(単位:千円)

区分	前年度末 基金額	基金積立額	取崩額	貸付額	本年度末 基金額
現金	1,929,797	4,491	0	1,008,874	925,414
貸付金等の 未償還額	944,431	-	-	1,008,874	1,953,305
計	2,874,228	4,491	0	0	2,878,719

本基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得することにより、市の事業の円滑な執行を図るために設置するものとされ、本年度の運用状況は上の表のとおりである。

本来の運用方法である資金貸付を久留米市土地開発公社に対して新たに10億887万4千円行っている。また、資金(現金)運用面では、運用益金306万3千円余及び預金利息等142万7千円余が基金に積み立てられている。その結果、本年度末の基金の現金、貸付金等の内訳は表のとおりであり、基金額は、前年度末より449万1千円増加して、28億7,871万9千円となった。

なお、土地開発公社への貸付は、当基金側からは債券等で資金運用した場合よりも多くの利息収入を、公社側からは金融機関から資金調達するよりも少ない利息支払を、お互いが見込むことができるという双方の利点を考慮して行われたという側面も有している。

(2) 高額療養費支払資金貸付基金

運用状況調書

(単位:千円)

区分	前年度末 基金額	貸付額	償還額	本年度末 基金額	運用益金 繰出額 (預金利息)
現金	45,000	91,395	91,395	45,000	9
未償還額	0	-	-	0	-
計	45,000	91,395	91,395	45,000	9

本基金は、高額療養費の支払いに必要な資金の貸付を行うことにより、医療費支払いの円滑化と市民の健康と生活の安定に寄与することを目的として設置されている。運用状況は表のとおりとなった。本年度は728件が貸し付けられ、1件当たりの平均貸付額は12万6千円弱である。